

奈良工業高等専門学校施設整備委員会規程

平成14年4月1日制定

令和7年3月13日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 施設（土地、建物、工作物をいう。以下同じ。）の将来計画に関する事
- 二 施設の整備・管理に関する事
- 三 施設の有効利用及び評価に関する事
- 四 防災計画に関する事
- 五 防災設備の強化及び改善に関する事
- 六 防災思想の普及、徹底に関する事
- 七 その他防災に関する事
- 八 独立行政法人国立高等専門学校機構が定める「高専機構環境方針」に基づく環境方針・環境目的及び目標の設定とその推進に関する事
- 九 環境報告書に関する事
- 十 環境保全活動に関する事
- 十一 その他環境に関する事

2 委員会は、前項に掲げる事項について、全校的観点から審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長（教育担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務・グローバル教育担当）
- 五 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 六 副校長（総務・広報担当）
- 七 一般教科主任及び専門学科主任
- 八 事務部長
- 九 総務課長及び学生課長
- 十 総務課課長補佐（会計担当）
- 十一 その他委員長が必要と認めた者

2 前期第十一号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び委員長補佐)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項第六号の委員（副校長（総務・広報担当））をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は前条第1項第八号の委員（事務部長）をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員長を除く第3条第1項に掲げる委員から副委員長

を指名することができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長又は副委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(環境マネジメント組織)

第6条 委員会の下に、環境マネジメントを組織する。

2 環境マネジメント組織は、別表のとおりとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校環境委員会規程（平成18年2月9日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

環境マネジメント組織図

